

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年3月8日（月）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員（0名）

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。早いもので、本日の総会が令和2年度最後の総会となります。

さて、新型コロナワクチンの接種が始まりました。県内の感染者数も減少傾向で、早期の感染終息と景気の回復に期待しているところでございます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行

できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、本総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、4番の東哲治委員と5番の眞鍋宣孝委員を、書記に、事務局の平井伸之参事を指名いたします。よろしくお願い致します。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第9号議案、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願までの10件でございます。

議案の修正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

では、議案の修正を説明いたします。

まず、1ページめくっていただいて、修正箇所、目次です。

目次の第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の件数が51件とありますが、取下げのため件数が50件になりました。「51」を「50」に修正をお願いいたします。

そのまま下に下がっていただいて、合計が変わります。合計278件が277件に変わりました。「278」を「277」に修正をお願いいたします。

次に、13ページです。

13ページ、第4号議案の農地法第5条の規定に基づく許可申請の14番です。14番が取下げになりました。取下げのため、斜線で消していただきたいと思います。取下げになりましたので、「14番」を斜線で消してください。

以上で修正を終わります。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、34件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のため所有権移転する申請です。申請地には許可後は水稻を作付されるとのことです。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番、3番は関連で、新規就農として賃貸借権設定の申請です。借人は許可後、申請地でタマネギを栽培される計画です。借人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画などの聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認しました。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、3番から5番について地元より報告がございましたが、この件については何かございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。6番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及びミカンを栽培されている農家で、申請地には水稻及びミカンを作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6番から8番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

9番から17番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付

される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はタマネギ、ジャガイモ等を栽培されている農地所有適格法人で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

14番と15番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。14番の譲受人はレンコンを栽培されている農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。15番の譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

16番と17番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。16番の譲受人はレンコンを栽培されている農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。17番の譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上9件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より9番から17番まで報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

18番、19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番と19番は関連で、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、18番から19番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、20番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、21番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

22番から26番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

22番は、所有権移転により親戚へ贈与される申請です。譲受人は水稻、麦を生産される専業農家で、許可後は麦を作付される予定です。

23番も、所有権移転により親戚へ贈与される申請です。借受人はソバ、菜種を生産される兼業農家で、許可後はソバを作付される予定です。

24番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借受人は、23番の譲受人と同じ方で、許可後はソバを作付される予定です。

25番、26番は関連です。新規就農のため権利を取得されるものであり、25番が所有権移転、26番が賃借権設定の申請です。新規就農ということで、譲受人には地区委員会に出席をお願いし、聞き取り調査を行いました。営農計画は、取得後ミカンを植え付ける予定ということで、特に問題はないものと判断いたしました。

以上5件、先の地区委員会において協議し、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果がございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、22番から26番まで地元よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、27番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

27番から34番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番から29番は関連で、いずれも所有権移転の申請で、27番、29番が親から子への贈与、28番が叔母から甥への贈与であります。譲受人はトマト、ナスを生産する兼業農家で、許可後におきましても、引き続きトマト、ナスを作付される予定であります。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ミカンなどを生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

31番は、使用貸借権設定の申請で、後継者への経営移譲の再設定分であります。借受人は水稻、スイカを生産する兼業農家で、許可後におきましても、引き続き水稻、スイカを作付する予定であります。

32番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は造園業で樹木の苗木などを生産されており、許可後、申請地には樹木の苗木を作付される予定であります。

33番は、所有権移転による従弟へ贈与される申請であります。譲受人は水稻、野菜などを生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

34番は、賃貸借権の設定による経営拡張される申請であります。借受人はハウレンソウやナスなどを生産する法人で、許可後におきましても、引き続きハウレンソウを作付される予定であります。

以上8件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、27番から34番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5 番 眞鍋宣孝委員

5 番委員、眞鍋です。

1 番から 3 番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

1 番から 3 番までは関連で、当初計画者が許可後に分筆を行ったため、地番変更となった申請です。当初計画者、転用目的及び転用面積等については変更ありませんが、土地の地番のみ変更したものです。変更内容は、地番 8 6 - 2 が 8 6 - 6 へ、地番 8 6 - 3 が 8 6 - 7 へ、地番 8 6 - 4 が 8 6 - 8 へ変更したものです。

以上 3 件、先日の地区委員会で協議したところ、計画の変更はやむを得ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 1 番から 3 番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第 3 号議案、農地法第 4 条の規定に基づく許可申請でございます。3 件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

1 0 番 西富大二郎委員

1 0 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第 2 種農地と判断しました。代替地の検討については、事業計画書に記載されております。土地利用計画は、普通車両駐車場 1 9 台分として利用される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。しかし、以前から一部駐車場として使用し

ていたため、始末書の添付がっております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番と3番までにつきまして、地区委員会で協議状況を報告します。

2番は、宅地拡張の転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、既存施設の拡張であり、かつ拡張面積が既存施設面積の2分1を超えないことから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、隣接宅地の通路として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、申請地と合わせた宅地面積は500㎡以下であること、建築行為がないことから、開発許可は不要です。しかし、以前から宅地の一部として使用されており、顛末書の添付がっております。

3番は、月極駐車場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断いたしました。代替性検討について事業計画書に記載されております。土地利用計画は、普通車両5台分の駐車場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年5月31日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの

協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、2番と3番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請50件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
　　それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から13番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、親子間で使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。代替性検討については事業計画書に記載されております。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和4年3月17日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査回答書が添付されております。また、排水同意について、農区長と長期間交渉されましたが、同意を得ることができませんでした。排水同意書が添付されていませんが、これまでの農区長との交渉履歴書が添付してあります。

続きまして、2番は、土木業を営む法人が賃借権を設定し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断いたしました。代替性検討については事業計画書に記載されております。土地利用計画は、コンクリート製品及び型枠等の資材置場として転用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地

の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。しかし、既に盛土及び整地がしてあり、始末書の添付がっております。

3番から12番までは関連で、不動産の売買等を営む法人が所有権を移転し、地区計画による宅地分譲地へ転用する申請です。先月の申請で、計画内容の調整及び提出書類等に不備があったことから、継続審議となった案件ですが、今回要件等の整理ができたため、本申請となったものです。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断いたしました。代替性検討については事業計画書に記載されております。土地利用計画は、総転用面積1万4,976㎡で、他地目を含む総事業費面積1万7,119.08㎡に宅地分譲地50区画、道路、公園、調整池、防火水槽、ごみ置場として整備される計画で、転用面積としては適正なものとして判断いたしました。通常、住宅等土地の造成のみを目的とするものである場合は許可できませんが、都市計画法に規定する地区計画が定められている区域で、住宅の用に供されることが確実であると認められる場合に該当するため、宅地分譲への転用が可能となります。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和4年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

続きまして、13番は、所有権移転し、通路へ転用する申請です。先月申請の地区計画に伴うものであったため、継続審議となった案件ですが、今回地区計画が整ったため、本申請となったものです。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断いたしました。代替性検討については事業計画書に記載されております。土地利用計画は、西側の地区計画による宅地分譲に伴い、東側の農地へ進入するための通路として利用される計画で、転用面積としては適正なものとして判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上13件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、1番から13番について、地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、3番から12番までについては、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

14番は取下げになりましたので、次の15番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

14番は取下げとなりました。15番から18番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告します。

15番と16番は関連で、スクラップ加工処理業を営む法人が賃借権を設定し、スクラップ置場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替性検討については事業計画書に記載されております。土地利用計画は、スクラップ置場及び運送車両回転スペースとして利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。しかし、一部土が入れられていた形跡があったため、始末書が提出されています。

17番は、不動産の売買等を営む法人が所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、建売住宅2棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。工期は、令和4年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課との協議中とのことです。

18番は、運送業を営む法人が所有権移転し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しました。代替性検討については事業計画に記載されております。土地利用計画は、大型トラック駐車場8台分及びその転回スペースとして利用

される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、15番から18番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、15番と16番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することいたします。

次に、19番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

19番と20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、不動産業等を営む法人が所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の既存施設の拡張で既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地利用計画は、既存資材置場1,287㎡に対して、今回の申請面積237㎡を拡張し、基礎工事に必要な建設資材等を置く資材置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年6月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

20番は、親子及び孫間の使用貸借権設定による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低

い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,094.04㎡、転用面積499㎡に農家住宅軽量鉄骨造り2階建て1棟、農業用倉庫の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。ただ、以前より申請地の一部を宅地として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、令和3年8月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、19番から20番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしました。
　　続きます、21番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

21番、22番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

21番と22番は関連で、所有権移転による個人住宅及び通路への転用許可申請です。申請地は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積548㎡に個人住宅木造平家建て1棟及び通路を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年12月1日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会にて現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしている

との協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、21番から22番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

23番から31番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

23番から24番は関連で、一般廃棄物の処理等業を営む法人が賃貸借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、事業拡大により資材の置き場所や作業スペースが手狭になったことにより、駐車場が不足することとなったため、転用面積621㎡に大型車両2台、普通車両18台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

25番は、不動産業等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,124.98㎡のうち、転用面積872㎡に建売住宅木造2階建て4棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

26番は、祖父と孫夫婦間の使用貸借権設定による個人住宅への転

用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積402㎡に個人住宅木造平家建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年2月10日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

27番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積495.27㎡のうち、転用面積438㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年5月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

28番は、菓子・アイスクリーム・清涼飲料水の製造業等を営む法人が所有権移転による、排水処理施設への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって当該事業の目的を達成する上で申請地を供することが必要であると認められるもの、かつ第1種農地の面積が全体の土地の面積の3分の1を超えないもの」に該当すると判断されます。土地利用計画は、転用面積691㎡に排水処理施設及び作業用車両3台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

29番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積486.58㎡のうち、転用面積482㎡に個

人住宅木造平家建て1棟の計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

30番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、車の保有台数が増えたことにより駐車場が必要になったため、他地目含む総事業面積36.32㎡のうち、転用面積34㎡に普通車2台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

31番は、不動産業等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,051.36㎡のうち、転用面積991㎡に建売住宅木造2階建て8棟の計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中のことです。工事期間は、令和3年10月10日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上9件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、23番から31番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご質問等ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、32番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

32番から34番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番と33番は関連で、建築業を営む法人が農地を所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、申請地から300m以内にJR富合駅がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地と他地目17.94㎡を含む総事業費面積4,337.94㎡に木造2階建て建売住宅16棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和4年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

34番は、親子間にて使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟、建築面積76.59㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の事前審査回答所の提出もなされております。工事計画は、令和3年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものとして判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、32番から34番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、32番と33番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取すること

といたします。

続きまして、35番。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

35番、36番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

35番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て個人住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、開発指導課への事前協議の申請中とのこと。工事期間は、令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

36番は、賃貸借権設定による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に本人が経営する電気工事業の木材電柱、電線収納ロール、電線保護パイプの資材置場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和3年4月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、35番から36番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、37番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

37番から46番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

37番は、不動産売買の仲介等を営む法人が所有権移転し、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地300㎡に7台分の駐車場及び通路として利用する計画で、転用面積として適正な面積と判断いたします。事業計画の内容等から転用の確実性が認められるとともに、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は、許可日から令和4年3月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

38番は、所有権移転し貸資材置場へ転用する申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地380㎡に山砂、砂利などの資材置場としてご自身が役員を務められる法人へ貸し付けられるものであり、転用面積は適正なものとして判断いたします。事業計画、資金計画などから転用の確実性が認められるとともに、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工事期間は、許可日から令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

39番につきましても、所有権移転し貸資材置場へ転用する申請で、譲受人は38番と同じ方です。農地区分も38番と同じく第2種農地で、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地280㎡に山砂、砂利などの資材置場として法人へ貸し付けられる計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。事業計画、資金計画などから転用の確実性が認められるとともに、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工事期間は、許可日から令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

40番は、使用貸借権を設定し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地300㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築されるもので、転用面積として適正な面積と判断いたします。事業計画、資金証明などから転用の確実性が認められるとともに、周辺農地への影響もないものと思われます。工事期間は、許可日から令和3年11月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、現在、事前審査の途中でます。

4 1 番は、使用貸借権を設定し農家住宅へ転用する申請です。農地区区分は、小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で第 2 種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地 2 1 7 m²に木造 2 階建て住宅 1 棟を建築されるもので、転用面積として適正な面積と判断いたします。なお、農家住宅用地としては面積が狭いようですが、申請地は実家の隣接地で農業に必要な農舎、農機具倉庫などは既存のものが利用できますので、今回は住宅部分のみの申請になっております。事業計画、資金証明などから転用の確実性が認められるとともに、周辺農地への影響もないものと思われます。工事期間は、許可日から令和 4 年 4 月 3 0 日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

4 2 番は、土木工事等を営む法人が所有権移転し、廃土置場へ転用する申請です。農地区区分は、小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で第 2 種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地 2 筆合わせて 1, 4 7 0 m²を公共事業等によって発生する建設廃土置場として利用する計画であり、転用面積として適正な面積と判断いたします。事業計画、資金証明などから転用の確実性が認められるとともに、周辺農地への影響もないものと思われます。工事期間は、許可日から令和 4 年 2 月 2 8 日までを予定されており、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。なお、今回の申請に当たりましては、関係各課との協議調整状況等についての確認書が添付されております。

4 3 番は、とび・土工工事業等を営む法人が賃貸借権を設定し、一時的に資材置場として利用するための転用申請です。農地区区分が農用地区域内にある農地であり、原則許可することができませんが、今回の転用は、申請地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであることから、許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、申請地 1, 6 3 2 m²に建築現場等で使用する足場材等を置かれるほか、車両置場、通路として利用される計画で、転用面積は適正なものと思われます。なお、申請地については、先月中旬頃に砂利の搬入作業が行われたため、是正指導を行い、現在、工事及びその後の予定していた資材搬入を中止させている状況です。今回の行為に関しては、貸人、借人共に農地法に無知で許可なく契約し、工事に着手したことに対し深く反省し、今後このようなことが一切ないように注意する旨の始末書を提出されております。また、一時転用の期間は、許可日から最長の 3 年間で申請されておりましたが、地区委員会で検討した結果、用地選定の任意性などから判断し、許可す

ることとなった場合は、期間を6か月に短縮することが妥当との結論に至りました。申請人におきましても、今後代替地を探し、6か月の期間満了時、あるいは期間内にあっても代替地が確保できたときは速やかに資材等を撤去・移転し、農地へ復元する旨の確約書を提出されております。

44番から46番は関連です。賃借権を設定し農道へ転用する申請です。農地区分は、小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。今回の申請地は、平成30年2月に農地改良に伴う農道として利用するため3年間の一時転用として許可を受けておりましたが、盛土用の土砂の搬入が遅れ、期限内に農地改良が終了しなかったことから、改めて申請されたものです。土地利用状況は、申請地4筆合計6,009㎡のうち、それぞれの農地の一部合わせて750㎡を農道として利用されています。これまでに周辺農地の営農への支障等は発生しておらず、今後においても問題はないものと判断いたします。

以上10件、先の地区委員会におきまして、現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、37番から46番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、47番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

47番から51番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

47番は、所有権移転により個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地295㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積として適正な面積と判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題

はなく、転用の確実性も認められ、また、周辺農地への被害防除対策についても配慮されており、問題はありません。工期は、許可日から令和3年10月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、開発行為事前審査回答済みです。

48番は、建売住宅の建築販売などを営む法人が所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地への検討もなされております。土地利用計画は、申請地2筆合計3,469㎡に木造2階建て建売住宅13棟を建築されるほか、道路、公園などを設置される計画であり、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、転用の確実性も認められ、また周辺農地への被害防除対策についても配慮されており、問題はありません。工期は、許可日から令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、事前審査の回答済みです。

49番、50番は関連です。植木バイパスの新設工事による共同墓地の収用に伴う、地元自治会からの墓地移転のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地2筆合計1,311㎡に墓地36区画のほか、駐車場6台分及び通路などを整備し利用する計画であり、転用面積は適正なものと判断いたします。土地取得費及び墓地移転費用などについては、九州地方整備局との損失補償協議書により確認しております。また、墓地設置に関する熊本市生活衛生課との協議については、事前協議済書が添付されております。周辺農地への被害防除対策についても十分配慮されており、問題はありません。工期は、許可日から令和3年8月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

51番は、所有権移転により個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地497㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積として適正な面積と判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、転用の確実性が認められ、また周辺農地への被害防除対策についても配慮されており、問題はありません。工事計画は、許可日か

ら令和4年6月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、開発行為事前審査回答済みです。

以上5件、先日の地区委員会において現地調査を行い、立地基準及び一般基準について検討した結果、転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、47番から51番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、48番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。それでは、地元委員の報告をよろしく願いいたします。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、南区富合町上杉ほか4地区及び城南町赤見ほか4地区が受益者となる県営上杉地区土地改良事業、農用地の保全に関する上杉排水機場等更新に伴う参加資格の証明願です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認しております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であることを証明する

ことに決定いたします。

続きまして、第6号議案及び第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

第6号議案、第7号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（12号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細25ページの1番から32ページの16番までの合計16件で、1番から6番までの6件が公社からの売渡し、7番から16番までの10件が公社による買取りです。面積は16件合わせまして、田3万5,122㎡、畑6,209㎡の合計4万1,331㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細32ページの17番から34ページの22番までと35ページの24番から65ページの97番までの合計80件で、契約期間別では、6年未満が41件、6年以上10年未満が1件、10年以上が38件で、面積は80件合わせまして、田17万5,347㎡、畑9万8,493.41㎡の、合計27万3,840.41㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、露地野菜、施設野菜、果樹、花卉です。

次に、再設定分です。明細34ページの23番と65ページの98番から77ページの134番までの合計38件で、契約期間別では、6年未満が29件、10年以上が9件で、面積は38件合わせまして、田11万3,043㎡、畑7,898㎡の、合計12万941㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、露地野菜、施設野菜です。

続きまして、第7議案です。

79ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細80ページの1番から98ページの45番までで、契約期間別では、6年未満が20件、10年以上が25件で、面積は45件合わせまして、田11万5,818㎡、畑3万2,442㎡の、合計14万8,260㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきまして、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案及び第7号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、地区委員での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願い出人は対象農地3筆について、願い出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しており、証明することに何ら問題はないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人はミカンを栽培されている農家で、対象農地35筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

 続きますて、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番、4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人は水稻を作付されている農家で、対象農地13筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

4番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人は水稻を作付されている農家で、対象農地2筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3番から4番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、5番

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

5番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

対象の農地2筆につきましては、地元委員による現地調査において露地野菜が作付されており、引き続き農地として適正に管理、耕作が行われていることを確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、適格者として証明書を交付することについて何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、5番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、第9号議案、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、贈与税の納税猶予継続のための証明願の1つです。納税猶予を受けるには原則自作することが条件ですが、税務署と事前協議の上、適正な手続により貸付けされ、その貸付けが適正に継続されていれば納税猶予の継続が可能となっております。本件は、令和2年8月10日から5年契約で熊本県農業公社に貸し付けられた農地で、農業公社から借人へ適正に貸付が行われたものです。現在も営農が継続さ

れていることを地元委員が確認しました。地区委員会では、申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認しました。

以上、1件、ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見等ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第10号議案、令和2年度の非農地の決定についてでございます。

　　この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第10号議案。令和2年度（2020年度）非農地の決定についてご説明いたします。

　　令和2年度（2020年度）に実施しました農地パトロールにおいて、荒廃農地のB分類判定となった農地のうち、1番から110番までの農地において、平成30年度非農地化の判断基準1の（2）農地としての1及び2地域意向の確認を満たしていることを確認いたしました。これらの農地110筆、面積7万8,848㎡を非農地と決定するものといたします。

　　第10号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり検討されており、全ての筆が非農地化の判断基準を満たしていることとございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、非農地とすることに決定いたします。

　　次に、第5の報告事項でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1 番から 9 番までの合計 1 6 5 件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、次第の 6、その他ですが、本日は何もございません。

それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第 1 8 条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局

ありがとうございました。

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 28 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年3月8日

議 長 森 日出輝

署名委員 東 哲治

署名委員 眞鍋 宣孝

書 記 平井 伸之